

八幡浜市合葬式納骨施設 使用のご案内



八幡浜市

令和7年4月27日改訂

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の影響などにより、先祖のお墓を継承し維持することが難しいご家庭が増えています。

八幡浜市では、こうしたお墓に関する不安をやわらげ、市民が人生の終末期まで安心して過ごせるように、合葬式納骨施設を整備します。

もくじ

1. 合葬式納骨施設とは	1
2. 用語の解説.....	”
3. 施設の概要.....	2
4. 収蔵方法.....	3
5. 参拝方法.....	4
6. 使用料	5
7. 使用申請者の資格	6
8. 手続きの流れ.....	7
9. 注意事項 ～申込む前に必ずご確認を～.....	8
10. 案内図	9
11. 申込み・問合せ先	”

1. 合葬式納骨施設とは

- (1) 従来のお墓とは異なり、ご遺族の焼骨（骨壺）を納骨室の納骨壇（ロッカー形式）に収蔵します。使用期間が経過した後は、他の焼骨とともに合葬室に合葬し、永代に収蔵します。なお、合葬室のみの使用も可能です。
- (2) 納骨壇の使用については、ご遺族の焼骨のほか、申請者がご自身の使用を生前に申し込むことができます。
- (3) 参拝は、施設の開館時間において参拝所で自由に行うことができます。
- (4) 宗教や宗派による使用制限はありませんが、法要や儀式を行うことはできません。
- (5) 焼骨の管理は、八幡浜市が行います。

2. 用語の解説

- (1) **焼骨** とは
火葬後の故人のご遺骨
- (2) **納骨壇(だん)** とは
骨壺に入った焼骨を収蔵するロッカー形式の棚（使用期限あり）
- (3) **合葬室** とは
焼骨のみを他の焼骨と合同で収蔵する部屋（永代使用）
- (4) **祭しを主宰(しゅさい)する方** とは
葬儀の喪主や法事の施主など、先祖のご遺骨を守っていく立場にある方
- (5) **被収蔵者** とは
納骨施設に収蔵される方
- (6) **埋蔵** とは
お墓にご遺骨を納めること
- (7) **収蔵** とは
納骨施設にご遺骨を納めること
- (8) **改葬** とは
すでにお墓や納骨施設に埋蔵・収蔵されているご遺骨を、他のお墓や納骨施設へ移すこと

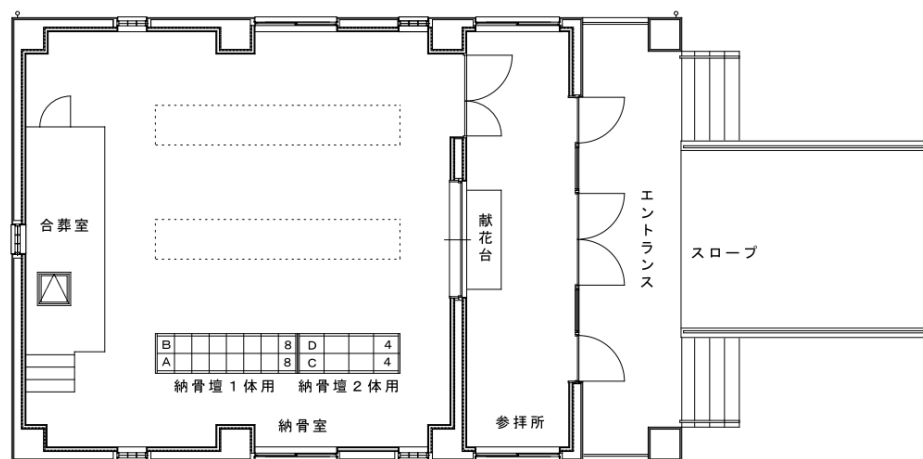
3. 施設の概要

- (1) 場所 愛媛県八幡浜市若山9番耕地49番地1 やすらぎ聖苑敷地内
- (2) 建物 RC造平屋 延面積約98㎡
- (3) 設備
- ① 納骨室
 - ・納骨壇 第I期96区画128体収蔵
(1体用64区画64体 2体用32区画64体)
(最大第III期288区画384体まで増設可能です。)
 - ・合葬室 約2,000体収蔵
 - ② 参拝所
 - ③ 駐車場 約30台収容 (やすらぎ聖苑と兼ねています。)

施設設置場所



施設内配置図

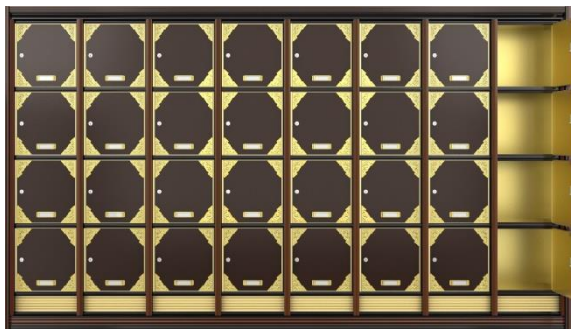


4. 収蔵方法

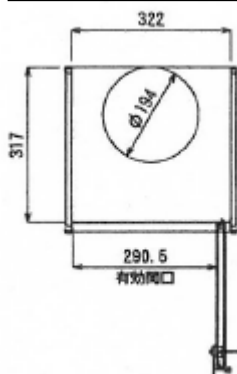
(1) 納骨壇

- ① 焼骨（骨壺）は、使用許可を受けた日から最長30年間は、納骨室の納骨壇に収蔵し、使用期間経過後は、他の焼骨とともに合葬室に永代に収蔵します。
（納骨壇の使用期間は1年単位で申込時に設定し、その後1回のみ使用期間の変更ができます。）
- ② 焼骨（骨壺）は、使用者自らが納骨壇へ収蔵することができます。ただし、収蔵後は、焼骨（骨壺）を返還する場合等を除いては、納骨室に入室することができません。
- ③ 生前予約ができます。（65歳以上の使用申請者ご本人に限ります。使用開始日は焼骨収蔵日となります。）

納骨壇 1体用



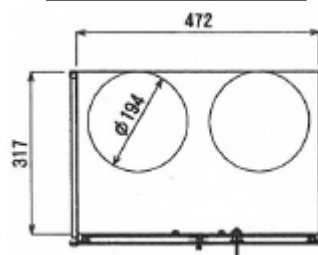
骨壺収蔵図
(上から)



納骨壇 2体用

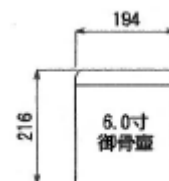


骨壺収蔵図
(上から)



※使用する骨壺は6寸用以下とすること。
（縦20cm・横20cm・高さ22cm以内）

6寸骨壺
(横から)



(2) 合葬室

- ① 納骨壇の焼骨（骨壺）は、使用期間経過後、焼骨のみを他の焼骨とともに合葬室に永代に収蔵します。
- ② 合葬室のみを使用する場合、使用者は、焼骨を自ら納骨室まで持ち込むことができます。ただし、収蔵後は納骨室に入室することはできません。
- ③ 合葬室への収蔵は市が行います。合同で収蔵するため焼骨の返還はできません。
- ④ 合葬室の使用については生前予約ができません。

合葬室



5. 参拝方法

- (1) 参拝は、施設の開館時間（1月1日及び友引の日以外の9：00～17：00）の間、参拝所で自由に行うことができます。献花台を設けていますので焼香や献花も行うことができます。
- (2) 参拝後は、ろうそくや線香など火気の後始末を必ずしてください。
- (3) 市では、法要や儀式などの宗教的な行事は行いません。
使用者が、施設内で宗教的な行事を行うこともできません。

献花台



6. 使用料

使用申請時に、使用区分に応じた使用料を全額納めてもらいます。

(1) **納骨壇の使用**（1年間～30年間 申請者自ら使用期間を決めます。）

① 1体用納骨壇 1年間につき10,000円

（例） 1年間使用 10,000円

10年間使用 100,000円

30年間使用 300,000円

（使用期間終了後の合葬室への収蔵使用料を含む）

② 2体用納骨壇 1年間につき20,000円（夫婦の納骨に限る）

（例） 1年間使用 20,000円

10年間使用 200,000円

30年間使用 600,000円

（使用期間終了後の合葬室への収蔵使用料を含む）

(2) **合葬室のみ使用**（永代）

1体につき10,000円

参拝所



納骨室



7. 使用申請者の資格

- (1) 八幡浜市に住所又は本籍がある方で、収蔵される方の祭しを主宰する方
- (2) 八幡浜市外の方で、収蔵される方(死亡時に八幡浜市に住所又は本籍があった方)の祭しを主宰する方
- (3) 八幡浜市に住所又は本籍がある方で、生前に納骨壇の使用を予約する方(使用申請時に65歳以上の方に限る)
- (4) その他市長が必要と認めるとき

種 別		必 要 書 類
(1) (2)	「通常納骨」 埋蔵・収蔵前の焼骨を 所持している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可申請書 ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票 ・ 火葬・埋葬許可証(自治体が発行するもの) ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等 ・ (2)の場合 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等
	「改葬」 他の墓地等から遺骨を 移す場合(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可申請書 ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票 ・ 改葬許可証(自治体が発行するもの) ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等 ・ (2)の場合 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等
(3)	「生前予約」をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可申請書 ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票

※改葬の場合は、収蔵前に必ず再火葬が必要となります。

8. 手続きの流れ

申請書の提出

申請者

- 申請（申込）書を入手してください。
【配布場所】八幡浜市役所（2階）生活環境課
【ダウンロード】市役所ホームページ
- 申請書に必要書類を添えて提出してください。（郵送可）

資格審査

八幡浜市

- 市で資格審査を行い、使用資格のある方に使用料の「納付書」を送付します。（約2週間）

使用料の納付

申請者

- 納付書により使用料を指定金融機関等に納付してください。

使用許可証の交付

八幡浜市

- 使用料の納付確認後「使用許可証」と「収蔵届」を送付します。（約1～2週間）

収蔵日時の決定

申請者

- 収蔵日時を事前に市と調整した上で「収蔵届」を提出してください。（郵送可）

収 蔵

申請者

- 決定した収蔵日時に、「焼骨」、「使用許可証」、「収蔵届」を納骨施設にご持参ください。

9. 注意事項 ～申込み前に必ずご確認を～

(1) 申請（申込）の前に

親族のみなさんで、まずはよくご相談下さい。

- ✓ 歴代のお墓を残す場合、お墓の管理はどなたが行うか。
- ✓ 生前予約の場合、死亡後の火葬や収蔵手続はどなたが行うか。 など

(2) 使用上の注意

- ① 収蔵できるものは、焼骨及び骨壺です。それ以外のもの（骨箱や写真、副葬品など）は収蔵できません。
- ② 焼骨及び骨壺は、乾燥させ清潔な状態で納めてください。特に改葬の際には再火葬を行うなど配慮をお願いします。
- ③ 焼骨を収蔵する納骨壇の位置（ロッカーの場所）は指定できません。使用許可の順に市が決定します。
- ④ 納骨壇の使用期間を経過した焼骨は、市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。使用者には使用期間終了等の連絡はしません。
- ⑤ 納骨壇に収蔵されている焼骨（納骨壇の使用期間中）の返還は可能です。合葬室に収蔵された焼骨の返還はできません。
- ⑥ 焼骨の返還による既納使用料の還付は、特別の事由がある場合を除きしません。
- ⑦ 納骨壇に焼骨を収蔵した後は、焼骨の返還を求める場合を除き納骨室に立ち入ることはできません。

※ 使用申請（申込）手続については「八幡浜市合葬式納骨施設使用申請要領」をご参照ください。

※ 施設のご使用に際しては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「八幡浜市墓地条例」、「八幡浜市墓地条例施行規則」の規定を遵守してください。

10. 案内図



● 八幡浜市街地から

- ① 国道378号から県道25号に左折（西予市宇和・三瓶方面）
- ② 日ノ浦橋交差点を県道26号に右折（西予市三瓶方面）
- ③ 市民スポーツパークに向けて左折し約2キロメートル先

11. 申込み・問合せ先

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所 市民福祉部 生活環境課（八幡浜庁舎2階） 環境衛生係
TEL (0894) 22-3115 FAX (0894) 22-5990